

令和8年1月19日  
四国運輸局

## タクシー運賃の改定要請（申請）について （徳島地区（旧徳島縣市部地区・旧徳島県郡部地区））

令和8年1月16日、徳島県徳島市でタクシー事業を営する各事業者から、下記の内容によるタクシー運賃の改定を求める要請書（現在の公定幅運賃の上限を上回る運賃変更要請）が徳島運輸支局に提出されましたのでお知らせします。

今後は、同日から3ヶ月間を要請・申請受付期間として徳島地区の他事業者の要請・申請を受け付け、要請・申請事業者の車両数の合計が徳島地区における法人事業者全体の車両数の5割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

### 記

#### 1. 要請者及び要請の概要（順不同）

- (1) 法人名：宝タクシー株式会社（代表取締役 森本 通仁）  
住 所：徳島県徳島市寺島本町西2丁目6番地

要請の概要 初乗り運賃及び加算運賃

(要請) 普通車 1. 5kmまで740円、310mごとに100円  
(現行) 普通車 1. 5kmまで650円、280mごとに80円

- (2) 法人名：有限会社四国タクシー（代表取締役 花岡 秀郎）  
住 所：徳島県徳島市吉野本町1丁目10-1

要請の概要 初乗り運賃及び加算運賃

(要請) 普通車 1. 5kmまで740円、309mごとに100円  
(現行) 普通車 1. 5kmまで650円、280mごとに80円

- (3) 法人名：大木タクシー有限会社（代表取締役 河上 周二）  
住 所：徳島県徳島市上八万町樋口246番地1

要請の概要 初乗り運賃及び加算運賃

(要請) 普通車 1. 5kmまで760円、297mごとに100円  
(現行) 普通車 1. 5kmまで650円、280mごとに80円

**2. 運賃適用地域**

徳島地区（旧徳島縣市部地区・旧徳島県郡部地区）

**3. 徳島地区事業者数及び車両数（令和8年1月16日現在）**

事業者数	84者
車両数（一般車両）	906両

（問い合わせ先）

四国運輸局自動車交通部旅客課

担当：宮野・山下・吉本

電話：087-802-6771

## 1. 今後の予定

令和8年1月16日 要請書提出  
 ↓ (最初の要請から3ヶ月間(要請・申請受付期間))  
 令和8年4月15日 受付期間終了  
 ↓ (運賃改定審査(標準処理期間5~6ヶ月))  
 新運賃の公表  
 ↓ (実施日の30日前までに公表)  
 新運賃の実施

※ 要請・申請受付期間において、徳島地区における要請書・申請書提出事業者の合計車両数が、同地区の法人事業者全体の車両数の5割に達しなかった場合、運賃改定手続きは見送ります。  
 また、上記を満たした場合においても、要請書・申請書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の実績年度及びその翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続きは見送ります。

## 2. 運賃改定状況

(旧徳島県市部地区)

認可日	実施日	改定率
令和5年8月10日	令和5年9月11日	15.14%
令和元年8月30日	令和元年10月1日	1.85% (※消費税転嫁8→10%)
平成26年2月28日	平成26年4月1日	2.86% (※消費税転嫁5→8%)
平成9年3月14日	平成9年4月1日	1.93% (※消費税転嫁3→5%)
平成7年12月20日	平成7年12月28日	7.8%

(旧徳島県郡部地区)

認可日	実施日	改定率
令和5年8月10日	令和5年9月11日	13.77%
令和元年8月30日	令和元年10月1日	1.85% (※消費税転嫁8→10%)
平成26年2月28日	平成26年4月1日	2.86% (※消費税転嫁5→8%)
平成9年3月14日	平成9年4月1日	1.92% (※消費税転嫁3→5%)
平成7年12月20日	平成7年12月28日	7.7%